

## とやまっ子さんさん広場推進事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、富山県補助金等交付規則（昭和37年富山県規則第10号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、とやまっ子さんさん広場推進事業補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (補助金の交付)

第2条 知事は、「とやまっ子さんさん広場推進事業実施要綱」（以下「事業実施要綱」という。）に基づき実施される事業を推進するため、市町村に対して、別表に掲げる補助事業に必要な経費について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

### (交付額の算定方法)

第3条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- (1) 市町村が行った助成の実支出額と別表第3欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- (2) (1)により選定された額と別表第2欄に定める基準額とを比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。

### (交付申請書等)

第4条 規則第3条に規定する補助金交付申請書及びこれに添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様式	部 数	提 出 期 限
交付申請書	様式第1号	正1部	毎年度知事が定める日
歳入歳出予算書抄本		正1部	毎年度知事が定める日

### (交付条件)

第5条 規則第5条の規定により補助金の交付に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をする場合においては、知事の承認を受けること。ただし、次条に規定する軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告して、その指示を受けること。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号ただし書の規定による軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業を廃止すること。
- (2) 事業主体を変更すること。
- (3) 事業費又は事業量の20%以上の変更をすること。

(実績報告書等)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書及びこれに添付すべき書類の様式等は、次のとおりとする。

書 類	様 式	部 数	提 出 期 限
実績報告書	様式第2号	正1部	毎年度知事が定める日
歳入歳出決算書（又は見込書）抄本		正1部	毎年度知事が定める日

附 則

この要綱は、平成17年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱のうち、別表基準額中（4）、（5）及び（6）については、令和2年2月28日分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の補助金から適用する。

(別表)

補助対象	基準額	対象経費
事業実施要綱第6条第1号の規定による助成事業	<p>(1) 開設日数 100 日以上 500 千円</p> <p>(2) 開設日数 150 日以上 750 千円</p> <p>(3) 開設日数 200 日以上 1,000 千円</p> <p>(4) 開設日数 25 日以上 100 日未満 (夏休みなど長期休業日のみの開設等の場合。ただし、新型コロナウイルス感染リスク回避による利用者の減等による閉所等があり、25 日未満となる場合も含む) 開設日数に応じて別途協議する金額</p> <p>ただし、(1)から(3)までの基準額は世話を 2 人以上配置する場合とし、世話人 1 人の場合は上記金額の 1/2 の額とする。</p> <p>(5) 新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業 1 施設当たり ・利用登録人数 49 人以下 160 千円以内 ・利用登録人数 50 人以上 200 千円以内 ※ 市町村による施設へ配布する子ども用マスク、消毒液の卸・販社からの一括購入等や事業所等の消毒、感染症防止の広告、啓発など新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るために必要な経費</p> <p>ただし、(5)については、令和 4 年度に限る。</p>	<p>事業の実施主体が事業を実施するための経費。ただし、次の経費等については補助対象としない。</p> <p>(1) 富山県放課後児童健全育成事業費補助金のうち、放課後児童健全育成事業（単独事業）の対象となるもの。</p> <p>(2) 飲食物に要する経費</p>